

その他の産業環境対策に関する取組状況

令和5年2月22日
産業技術環境局
環境管理推進室

<目次>

- | | | |
|----|----------------|--------------|
| 1. | 水質環境規制関係 | P. 2 |
| 2. | 土壌汚染対策関係 | P. 9 |
| 3. | PCB廃棄物の適正な処理関係 | P. 1 4 |
| 4. | 公害防止管理者制度の海外展開 | P. 2 2 |

1. 水質環境規制関係

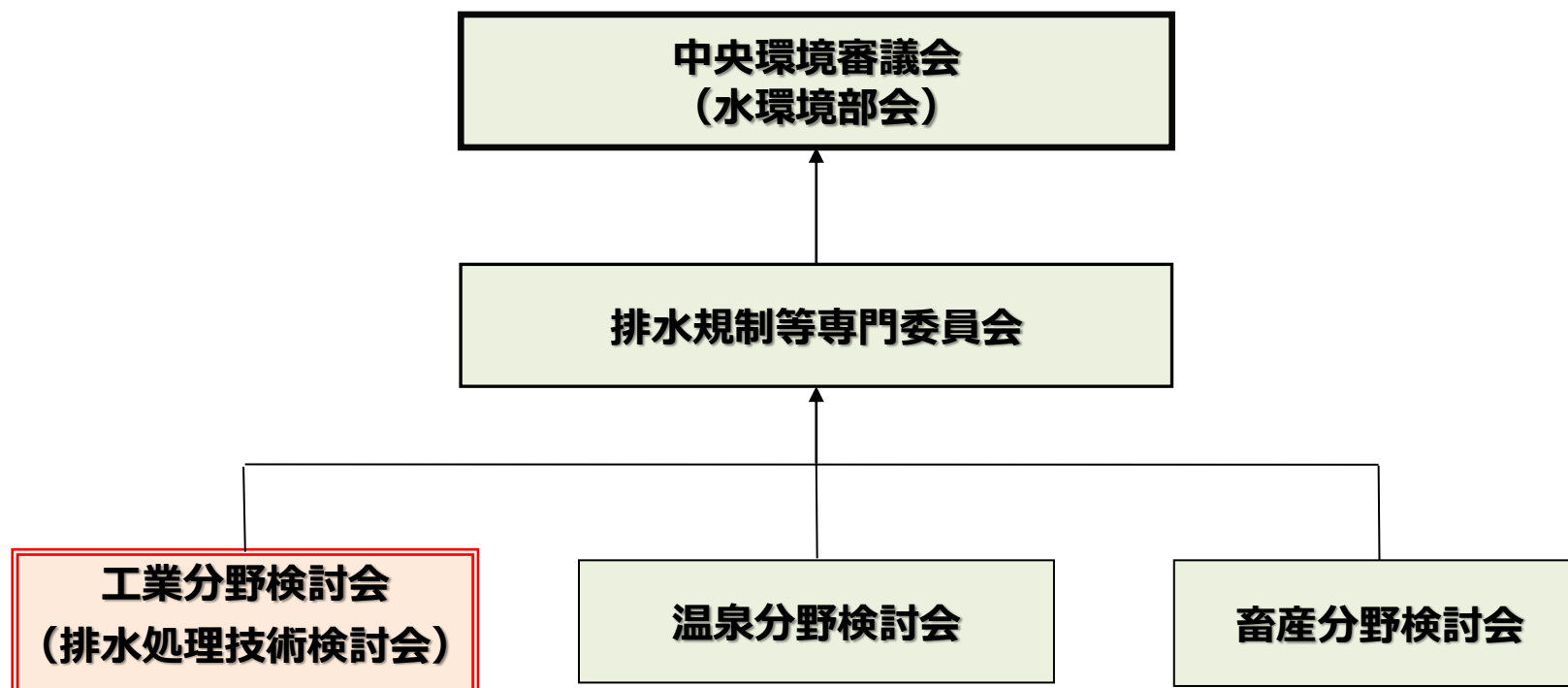
1-1. 水質環境基準等の最近の動向

- 第9次水質総量削減の在り方について、令和4年1月24日に総量削減基本方針が策定され、関係都府県における総量削減計画が令和4年10月28日に告示された。
- 瀬戸内海環境保全特措法（瀬戸法）及び基本計画は、施行後5年ごとに見直され、令和3年6月に瀬戸内海における栄養塩類の管理のための制度創設などを含む瀬戸法改正が行われ、令和4年2月に基本計画が閣議決定、令和4年4月に改正瀬戸法が施行された。現在、府県計画について、府県が策定及び関係省庁間で確認・協議中。
- 水質汚濁防止法の暫定排水基準について、令和4年6月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の検討が行われ、令和4年5月に改正省令が公布され、暫定排水基準が令和4年7月1日より延長。
- 令和5年2月1日からアニリン、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の4物質が水質汚濁防止法施行令改正により指定物質に追加された。本改正は、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することが目的。
- 令和3年10月に六価クロム化合物の環境基準が0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正、令和4年4月より施行されたことから、排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lへの見直しや、これに伴う暫定排水基準の設定の可否について、検討中。

1-2. 暫定排水基準の見直し①

- 水質汚濁防止法の排水基準を達成することが困難な業種については、期限を定めた上で、同基準より緩やかな暫定排水基準が設定されている。
- 経済産業省では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等^(※) について状況の確認と技術的アドバイスを行う専門委員からなる工業分野検討会を実施している。

【工業分野検討会の位置づけ】



※ 硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(排水処理技術検討会資料を基に作成)

1-2. 暫定排水基準の見直し②

- 令和 3 年に適用期限を迎えた、1,4-ジオキサン、カドミウムは全業種一般排水基準へ移行し、全窒素※1、全亜鉛は暫定排水基準が延長された。
- 令和 4 年に適用期限を迎えた、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等※2について見直しを行った結果、酸化コバルト製造業が一般排水基準へ移行し、残り 7 業種については 3 年間（～令和 7 年 6 月 30 日）延長された。
- 令和 5 年 9 月 30 日に適用期限を迎える全窒素は、環境省による検討が開始されている。

※1 全窒素のうち、令和 3 年に適用期限を迎えたのは天然ガス鉱業のみ
※2 硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

【暫定排水基準の適用期間】

(注) 全窒素：天然ガス鉱業のみ3年

項目名	期限	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ほう素	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			
ふっ素	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			
硝酸性窒素等	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			
1,4-ジオキサン	R3.5.24													3年		3年		3年		一般排水基準へ						
カドミウム	R3.11.30														5年			2年		一般排水基準へ						
全窒素	R5.9.30	5年		5年			5年			5年			5年			天然ガス鉱業			5年(注)							
全亜鉛	R6.12.10							5年			5年			5年			3年									

1-3. 暫定排水基準を巡る動き①

- 現在の暫定排水基準適用業種（経産省所管）は9業種。
- 今後も基準達成に向けた対策を進めていく。

暫定排水基準値 (mg/L)					
期間	R4.7.1～R7.6.30			H30.10.1～R5.9.30	R3.12.11～R6.12.10
業種	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等	全窒素	全亜鉛
ほうろう鉄器製造業	40	12			
金属鋳業	100				5 → 一般
電気めっき業	30	日排水量50m ³ 未満：40 日排水量50m ³ 以上：15			5 → 4
貴金属製造・再生業			2800		
酸化コバルト製造業			120 → 一般	許容限度：400 → 300 日間平均：120 → 100	
ジルコニウム化合物製造業			600 → 350		
モリブデン化合物製造業			1400 → 1300	許容限度：4250 → 4100 日間平均：3500 → 3100	
バナジウム化合物製造業			1650	許容限度：4250 → 4100 日間平均：3500 → 3100	
天然ガス鋳業				許容限度：160 日間平均：150	
(参考) 一般排水基準	10	8	100	許容限度：120 日間平均：60	2

暫定排水基準 変更なし

暫定排水基準 変更あり

(環境省公表資料を基に作成)

1-3. 暫定排水基準を巡る動き②

- 工業分野におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等については、一般排水基準が設定された平成13年度以降検討を行ってきたが、基準の達成には業種毎に多様な課題がある。
- 令和4年度も引き続き一般排水基準達成に向け、暫定排水基準適用事業場の排出削減のための取組状況の把握、フォローアップ、技術的な助言等を検討会で行っている。

ほうろう鉄器製造業の取組状況（対象物質：ほう素、ふっ素）

①排水中の釉薬粒子と水との接触時間を短くすることにより液側に溶解するほう素の量を減らす、②釉薬を高分子凝集剤で固化・回収し産廃処理することにより排水中のほう素等を減らす工夫をしている。

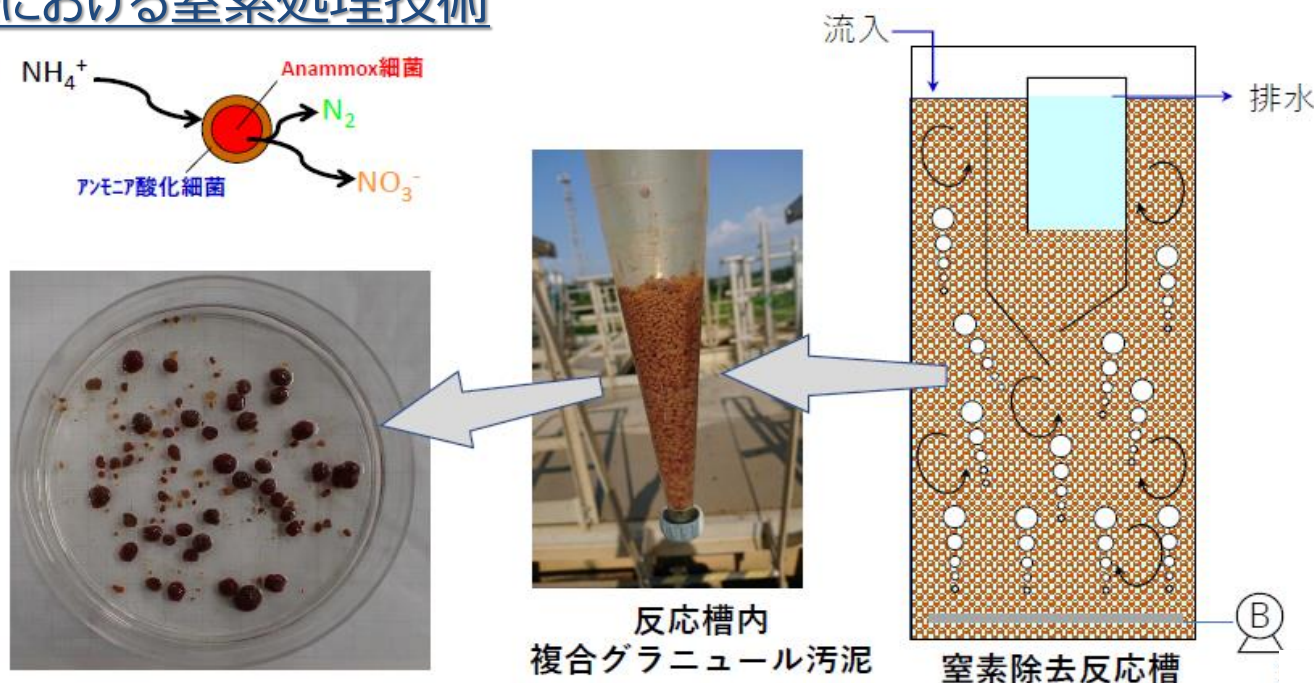
電気めっき業の取組状況（対象物質：ほう素、ふっ素）

一部事業場において、製造に支障を来すことなく、ニッケルめっき（ワット浴）液中のほう素濃度（通常40～50g/L）を半分程度とすることで排水時のほう素濃度を低減化しつつある事業者があったが、当該技術・情報等は横展開できるまでの進展はなかった。今後、他事業場への横展開を含めて引き続き工業分野検討会で検討を進めていく。

1-3. 暫定排水基準を巡る動き③

- 全窒素の暫定排水基準の適用を受ける天然ガス鉱業では、新たな処理技術（※）による排水処理設備を導入。
- 平成30年から定格運転を開始し、その後様々な技術的課題を解決しつつ、継続的な安定稼働に向けた課題解決に引き続き取り組んでいるところ。
- 次年度に全窒素の暫定排水基準の見直しが予定されており、安定稼働の状態に至るまでに条件や管理方法の調整等の対応が必要。

※アナムモクス法における窒素処理技術



2. 土壤汚染対策関係

2-1. 土壤汚染対策の最近の動向①（土壤汚染対策法の改正）

- 土壤汚染対策法（土対法）は平成21年4月の法改正後の施行状況を踏まえた見直しが行われ、平成29年5月に改正法が公布された（平成31年4月1日全面施行）。
（施行に合わせて、土壤汚染対策法ガイドラインが平成31年3月に改訂（環境省））
- 改正は、土壤汚染状況調査の契機拡大などの規制強化、臨海部の工業専用地域など一定の要件を満たす区域での特例制度の創設などリスクに応じた規制合理化（緩和）の両面。

<土壤汚染対策法の改正法の概要>

※環境省資料より一部追記

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（規制強化）《法第3条》

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為等を除く）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

⇒有害物質使用特定施設の廃止時に調査の一時免除を受けた土地においても、900m²以上の土地の形質変更を行う場合に、届出が必要となった。

※法第4条の届出においても、有害物質使用特定施設設置事業場では、900m²以上の土地の形質変更が届出対象に（旧法:3千m²以上）

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等（規制強化）《法第7条》

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更令等を行うこととする。

⇒要措置区域における汚染除去等計画作成・提出指示等が創設

※旧法では、都道府県知事が措置を指示したあと、措置計画提出や工事完了時・措置完了時の報告を規定していなかった

3. リスクに応じた規制の合理化（規制緩和）《第12条、第16条、第18条、第27条の5》

①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。

⇒臨海部の工業専用地域で、地下水下流側に工業専用地域等以外の地域がない場合、申請により特例区域として指定が可能

②基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、地質等が同じ自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

⇒要件として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定。

1 - 2. 土壌汚染対策の最近の動向②（基準値等改正）

- 環境省では、「土壌汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（平成25年10月）を受け、土壌環境基準並びに土対法に定める特定有害物質及び土壌溶出基準等について下記見直しが行われた。
- 次期見直しを念頭に、六価クロム、1,4-ジオキサン及びPFOS等に関し使用状況・分析方法等の調査中（環境省）

（中央環境審議会 土壌農薬部会（第36回）資料より一部改編）令和5年2月現在

	水道水質基準 (mg/L)	水環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	土壌汚染対策法		
					土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1以下 (H21.4)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H26.3)	0.02→0.1以下 (H26.3)	1以下 (H26.8)	—
1,4-ジオキサン	0.05以下 (H16.4)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H29.4)	—※	—※	—
クロロエチレン	—	—	0.002以下 (H21.11)	0.002以下 (H29.4)	0.002以下 (H29.4)	0.02以下 (H29.4)	—
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04 (シス体のみ) →0.04以下 (H21.4)	0.04 (シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04 (シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04 (シス体のみ) →0.04以下 (H31.4)	0.04 (シス体のみ) →0.04以下 (H31.4)	0.4 (シス体のみ) →0.4以下 (H31.4)	—
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003以下 (H22.4)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01以下→0.003 (R3.4)	0.01以下→0.003 (R3.4)	0.3以下→0.09 (R3.4)	150以下→45 (R3.4)
トリクロロエチレン	0.03→0.01以下 (H23.4)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03以下→0.01 (R3.4)	0.03以下→0.01 (R3.4)	0.3以下→0.1 (R3.4)	—
六価クロム	0.05→0.02以下 (R2.4)	0.05→0.02以下 (R4.4)	0.05→0.02以下 (R4.4)	0.05mg/L以下 (H3.8)	0.05mg/L以下 (H15.2)	1.5mg/L以下 (H15.2)	250mg/kg以下 (H15.2)

※ 土壌ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壌汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査技術の開発を推進中。

青色 第一種特定有害物質、緑色 第二種特定有害物質

2-2. 土壤汚染対策及び土地の有効活用の促進に係る調査等①

土地有効利用

法制度理解

- 土対法における汚染除去等の措置は、盛土や不溶化等の暴露経路の遮断が基本とされているが、実際には比較的高コストの掘削除去が行われるケースが多く、土地の有効利用を行う上で障壁となり得るため、土地の利用形態に応じリスク管理型の対策を促すことが重要とし、これまでも事例集の作成や説明会を開催。
- 改正土対法の全面施行を受け、事業者向け説明会の開催他、事業者に与える実影響調査、中小企業者向け映像資料作成等（報告書は経産省HP上公開）。
- 説明会では、どのような影響があるかわからないという意見も多く、改正土対法が複雑なことも一因と整理。今後も引き続き制度理解を促進する必要がある。

事業者影響調査結果

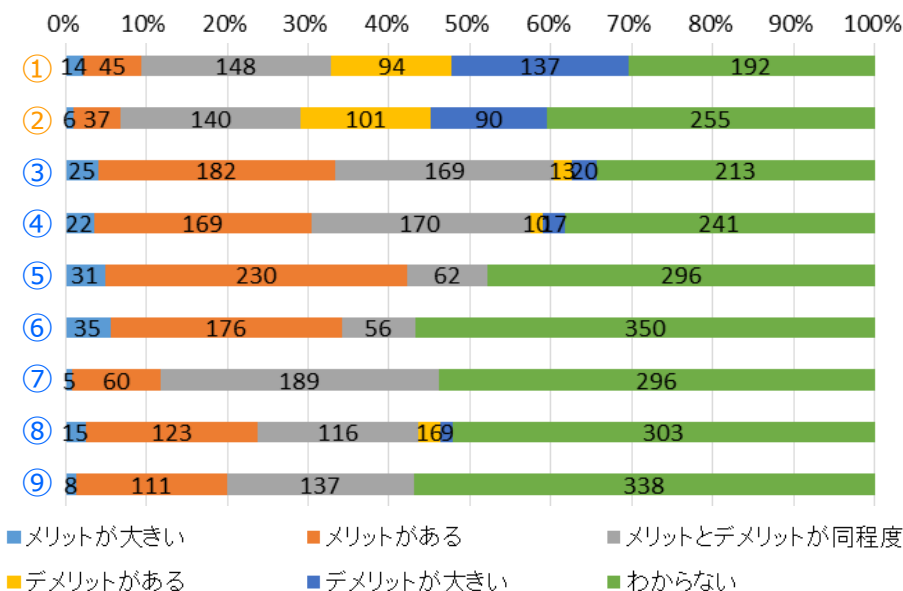
※令和元年度事業者向け説明会参加者
へのアンケート結果（N=662）より

規制強化

- ① 調査契機の拡大（有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡以上の土地の形質変更が調査対象に）
- ② 要措置区域：汚染除去等計画の提出の義務化

規制緩和

- ③ 土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定
- ④ 要措置区域：目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入
- ⑤ 「地下水の水質の測定」に措置完了条件の設定
- ⑥ 要措置区域内における対策工事の工法緩和
- ⑦ 臨海部特例区域の創設（事後届出が申請により可能となる）
- ⑧ 認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに
- ⑨ 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動



各改正に対する事業者の感じるメリット・デメリットについて

3-2. 土壤汚染対策及び土地の有効活用促進に係る調査等②

《令和4年度》中小企業等において、操業中から土壤汚染対策の取組を推進するため、ガイドブックを作成するなどの広報を実施するとともに、事業者が抱える課題等をアンケート等により調査し、検討会において課題整理しつつ、その対応手法等を調査検討中。

- 令和3年度は、土対法自体を認知していない中小企業者等向けに土壤汚染対策に係る映像資料の作成等や土対法に係る事業者サイドの課題等の抽出・整理及び対応策を検討。
- 令和2年度は、土対法における土地の利用形態に応じたリスク管理対策等を含め、これまで収集してきた情報をとりまとめた事例集の作成や対面方式での説明会を各地で開催。
- 令和元年度は、改正土壤汚染対策法の全面施行を受け、事業者向け説明会を開催した他、改正法が事業者に与える実影響を調査。



土壤汚染対策を始めるためのガイドブック（PDF）



土壤汚染対策法の存在を知ってもらうための映像資料（17分程度）

3. PCB廃棄物の適正な処理関係

3-1. PCB廃棄物の処理体制

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、昭和40年代まで絶縁性能の良さから、主に電気機器の絶縁油（変圧器、コンデンサー等）として使用。
- 毒性を有する化学物質。カネミ油症事件以降、昭和47年に国内での生産・輸入を禁止。
- 高濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の5か所の事業エリアごとに、処分期間が設定されている。
- 令和5年3月31日の、東日本エリアの安定器及び汚染物等の処分期間終了日の到来をもって、高濃度PCB廃棄物の処分期間が終了する。

高濃度PCB廃棄物（例）



高圧変圧器

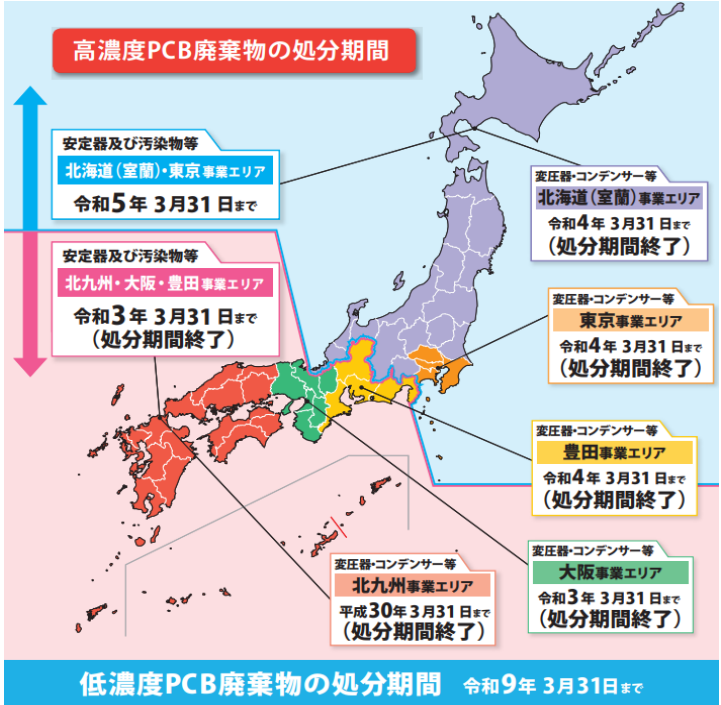


高圧コンデンサ



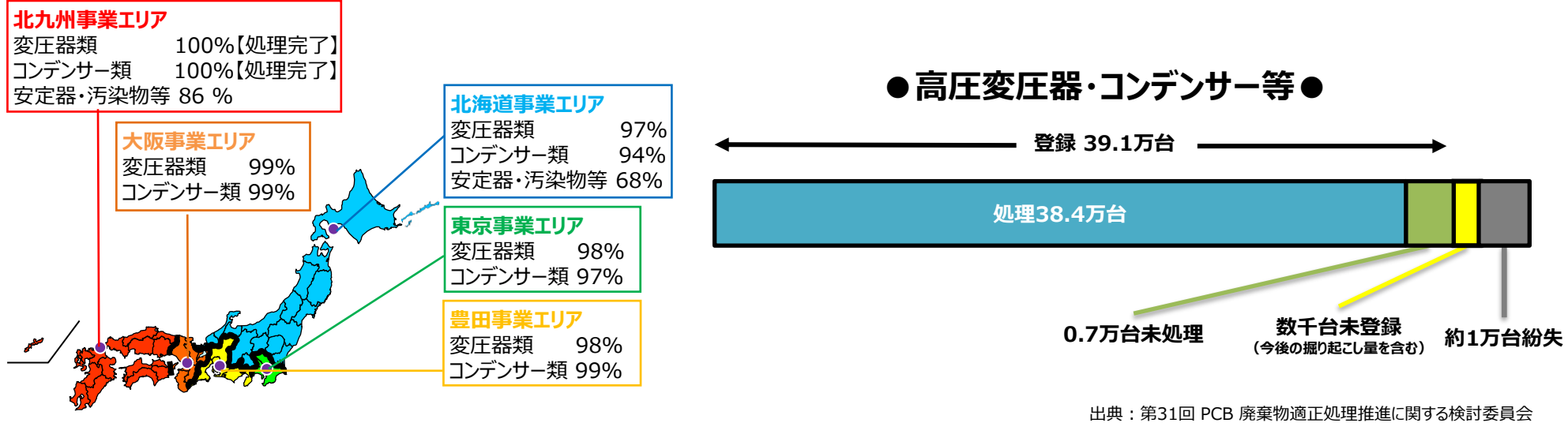
安定器
(業務用・施設用蛍光灯)

廃棄物	定義	処分
高濃度PCB廃棄物	・PCBを使用した電気機器廃棄物 (PCB濃度が0.5% (= 5,000ppm)を超えるもの)	JESCO: 5事業所
低濃度PCB廃棄物	・微量PCB汚染廃電気機器等： 非意図的にPCBが混入した廃棄物 ・低濃度PCB含有廃棄物： PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物 可燃性のPCB汚染物等の場合、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設 34施設 ※令和4年10月20日現在



3-2. PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況

高濃度PCB廃棄物 JESCO処理状況(令和4年1月末時点の処理の進捗率)



低濃度PCB廃棄物 処理促進の取組状況 ～微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会～

◆課電自然循環洗浄WG 「使用中の微量PCB含有電気機器の使用中段階からの対策」

- 「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」
(H27年3月制定、H29年3月改正、R2年12月改正)
- 対象機器・PCB上限濃度の要件拡大に向け検討中。
※参考（現在の対象要件）：絶縁油量2000L以上、PCB濃度 10 mg/kg以下

【課電自然循環洗浄法 実績】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
実績件数 (届出日基準)	10	24	31	36	431	415	442

3-3.PCB廃棄物の適正処理に向けた処理推進に係る課題への対応方針

- 平成28年に改正されたPCB特措法において、施行後5年以内に施策の在り方を含め規定について検討を加える旨定められていることから、令和3年11月に環境省において「PCB廃棄物の適正処理に向けた更なる処理推進に係る課題への対応方針」が取りまとめられた。

PCB廃棄物の適正処理に向けた更なる処理促進に係る課題への対応方針（抜粋）

○高濃度PCB廃棄物

- ・所有事業者の気付きを促すため、事業形態に合わせた広報や周知の徹底
- ・公共機関における発見事例の共有などの取組を強化
- ・自治体等による精力的な掘り起こし調査により処理対象が増加したことを踏まえ、立地自治体に更なる協力要請
- ・速やかなJESCO処理施設解体・撤去に向けた指針等の策定・更新

○低濃度PCB廃棄物

- ・全体的な実態の把握に努めるとともに、PCB廃棄物処理基本計画に記載の課題等の解決に向けた検討を進める
- ・PCB廃棄物等の全量処理に向けた処理技術の高度化を引き続き検討
- ・低濃度PCB廃棄物の処理と脱炭素化の取組の両立

○その他

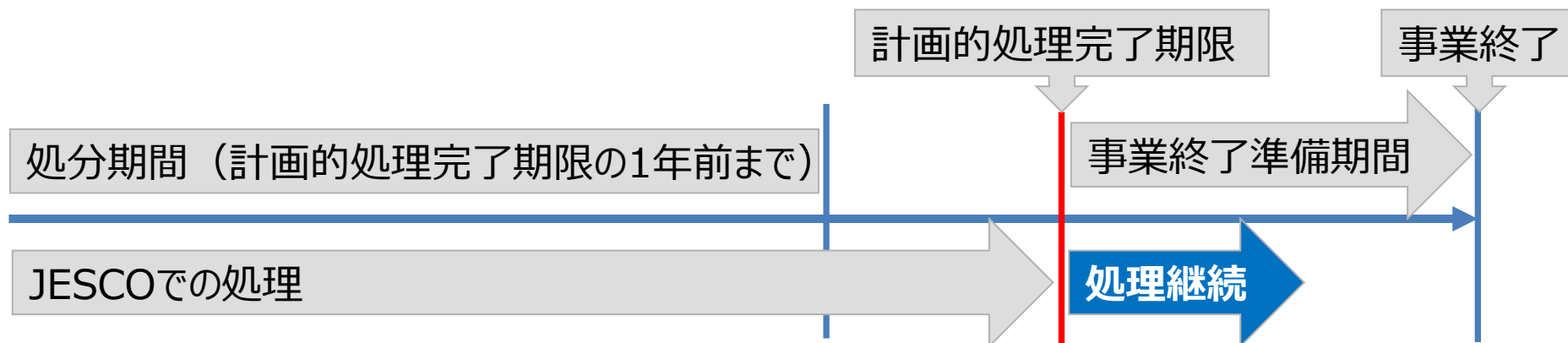
- ・PCB試薬における適正な保管および廃棄の在り方について検討
- ・高濃度PCB廃棄物処理における知見を継承すべく、残すべき情報の調査、集約、整理、発信の実施

3-4. 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて基本計画を変更

- 令和3年9月22日に立地自治体に対して、環境大臣名で事業終了準備期間中の処理について検討を要請。
- 令和4年5月31日PCB廃棄物処理基本計画を変更。
- 処分期間に変更が生じるわけではなく、これまでと同様に期限を過ぎれば法律違反になる。

基本計画の変更内容

- 計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要と見込まれる高濃度PCB廃棄物について、事業終了準備期間も活用し処理を行う
- 事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施する



3-5. 低濃度PCB含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き

- 令和9年3月末の処分期限まで5年となる低濃度PCB廃棄物について、産業用機械を所有する事業者向けの手引きを環境省と経済産業省の連名で作成し令和4年3月に公表。
- 手引きの普及と事業者の調査により低濃度PCB汚染状況の実態把握に取り組む。

手引き目次

- 基礎編・調査手順と適正処理の概略と基礎的な情報
 1. 低濃度PCBについて
 2. 調査手順
 3. 調査後の手続き
- 詳細編・調査手順と適正処理の概略と基礎的な情報
 1. 低濃度PCB含有の可能性がある自家用電気工作物の調査方法
 2. 低濃度PCB含有の可能性がある低圧コンデンサーが付属又は内蔵する機器等の調査方法
 3. 低濃度PCB廃棄物等の無害化処理

説明会開催

- 手引きの周知を目的とし、令和4年7月に4省（経産省、国交省、農水省、文科省）の所管団体及びその加盟事業者に向けた説明会をオンラインで実施
- 全4回、延べ2,083名が参加
- 調査対象や調査方法に関する質問を多数いただいたため、今後の事例共有や情報提供の参考とする。

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

- 製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。
- こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度のPCBにより汚染された機器に該当します。これらを廃棄する場合は、**低濃度PCB廃棄物**としてPCB特措法において**令和9年(2027年)3月31日までに処分しなければなりません**。古い電気機器等の所有者はすみやかに施設内の電気設備や倉庫等を総点検し、該当の電気機器がないか確認してください。
- PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー**があります。
- 出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から**製造年を確認し**、メーカーに問い合わせるか、絶縁油の採取可能な機器は採取して**PCB濃度を測定**してください。
絶縁油の交換が可能な変圧器等：平成5年(1993年)以前
絶縁油封じ切り機器（コンデンサー等）：平成2年(1990年)以前
- また、将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省産業保安監督部に届出**をしてください。

※低濃度PCB廃棄物には、PCBを塗料の溶剤に使用した感圧複写紙、PCBを塗料の可塑剤に使用した銅製機梁等の塗膜くず、廃油を拭き取ったウエス（雑巾）等のPCB汚染物、PCB廃油等もありますが、本手引きは、低濃度PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査方法を説明したものとします。

※調査方法等の詳細は「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」を参照してください。



環境省

経済産業省

3-6. PCB廃棄物の適正な処理推進に関する説明会(令和4年度)

- これまで経済産業省は環境省と連携し、平成27年度から毎年全国各地で説明会を開催してきた。
- 処分期間の終了のタイミングや参加者のニーズに応じて講演内容を構成し、これまでに延べ6,002人(会場)、1658人(ライブ配信)にご参加いただいた。
- いつでも視聴できるようオンデマンド配信を実施。

開催概要	
実地	・ 5都市 ：288人参加 東京（10月14日） 札幌(10月21日) 名古屋(10月28日) 大阪(11月11日) 博多（11月18日）
オンライン	・ ライブ配信 ：1416名参加 - 実地5会場から配信 ・ オンデマンド配信 ：1990回視聴※令和5年1月末現在 - 令和4年10月～令和4年度末まで配信

講演内容	
1. PCB廃棄物の適正な処理について 2. PCB含有電気工作物について 3. 照明器具安定器の適正処理について* 4. 高濃度PCB廃棄物の処理委託手続きについて* 5. 低濃度PCBの調査及び適正処理について 6. 課電自然循環洗浄について *高濃度に関わる公演は北海道、東京、名古屋のみ	

広報

- 特設HP開設、FAQ公開
- 案内メール
- チラシ・ポスター等掲示
- 広告掲載
- 経済産業省Twitter
- メールマガジン

特設HP (FAQ掲載)

トップページ日時・説明会会場説明会資料講演動画FAQお問合せ窓口



FAQ集 質問編

PCB廃棄物の適正な処理の推進について

問1 高濃度PCB廃棄物について、処分期間と計画的処理完了期限の違いを教えてください。

問2 処分期間が終了した地域の事業場で高濃度PCBを発見した場合、どうすればよいですか。罰則等を受ける可能性はあるでしょうか。

問3 処分期間内に処理委託が完了した状態で、実際の搬出が処分期間後となった場合は法令違反になるでしょうか。

3-7. 中小企業者等の負担軽減措置（助成制度）

● 中小企業等処理費用及び収集運搬費用軽減制度

● 助成対象: 中小事業者等の**高濃度PCB廃棄物の処理・収集運搬費用**※1

高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出する

● 助成率: 中小企業者等は処理及び収集運搬費用※1の70%を軽減

特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処理及び収集運搬料金の95%を軽減**

※1 収集運搬費用の助成は令和2年10月1日以降の契約から対象

● 低利融資制度：日本政策金融公庫における貸付制度（H29年4月運用開始）

● 制度対象：自ら保有する**高濃度PCB廃棄物**及び**低濃度PCB廃棄物**をJESCOや無害化認定施設等において処理しようとする者

● 融資種類：上記、PCB廃棄物処理の運転資金(①保管費-②運搬費-③処分委託費)*2

※2 中小企業等処理費用軽減制度分は除く

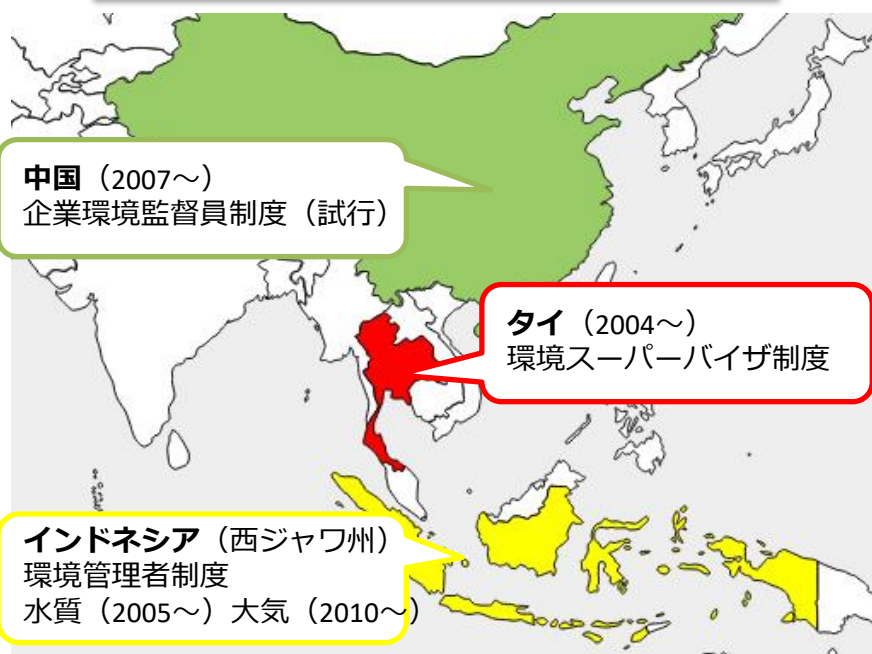


4. 公害防止管理者制度の海外展開

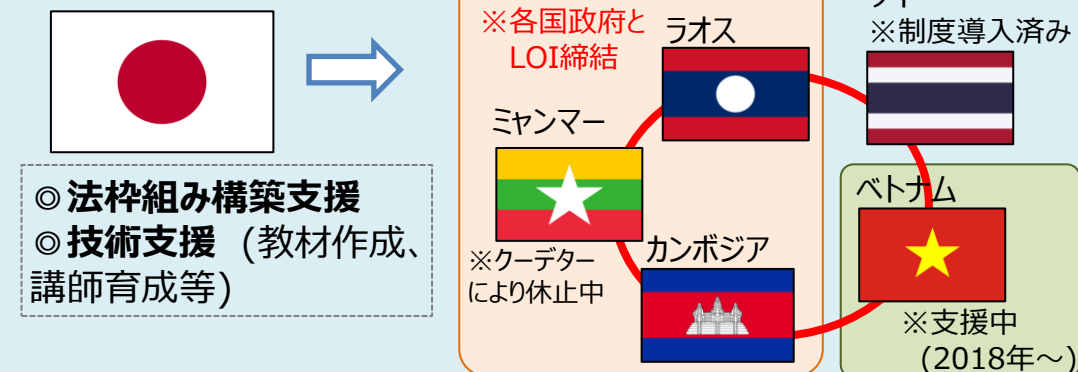
4-1. 公害防止管理者制度の海外展開（メコン各国への導入支援概要）

- これまでも**アジア諸国**（タイ、インドネシア、中国）に対して、制度普及(図1)。
- メコン各国では近年工業化が進展。これに伴い環境問題(大気・水質汚染等)が一部で顕著化。各国政府は環境規制を導入しているが、企業側で環境汚染防止に関する知識や管理体制が不十分であるため、制定された環境規制等が遵守されていない状況。（行政の法執行能力にも課題）
- 工場内に環境管理体制の整備、有資格者の選任を義務付ける**我が国の公害防止管理者制度をメコン各国に導入し、工場等における環境管理能力の向上を図り、規制の実効性確保を目指す**。（**日本の環境装置の輸出促進、日系企業のビジネス環境整備**にもつながる。）

図1. 公害防止管理者制度の海外移転の事例



<事業概要>



ラオス人民民主共和国商工省工業手工芸局とのワークショップ開催（2022年12月）

【各国版】

公害防止管理者制度の確立

- 現地政府の環境人材育成
- 現地法人・従業員の環境意識/知識の改善

【規制の実効性確保】

4-2. 公害防止管理者制度の海外展開（近況）

- 日メコン経済大臣会合（令和3年9月）実施において、「メコン産業開発ビジョン2.0」の実現に向けて昨年策定した2023年までのワークプログラムの概ね順調な進捗が確認されました。
- 令和4年度は、ベトナム、ラオス、カンボジアの支援
ベトナムでは、公害防止管理者のテキスト作成や講師育成、模擬講習を開催し、ラオス、カンボジアからは来日研修を実施するとともに、現地にてワークショップを開催。

第12回日メコン経済大臣会合（2020年8月）の資料

メコン産業開発ビジョン2.0に基づく「ワークプログラム」の概要

- ワークプログラムは、政府と開発パートナーからの提案に基づき、現時点で合計25のプロジェクトにより構成（コネクティビティ17件、デジタルイノベーション4件、SDGs4件）。
- ワークプログラムは、各国と開発パートナーの準備が整えば、来年の検討サイクルの中で更にプロジェクトを追加し、今後も進化。



第13回日メコン経済大臣会合（テレビ会議形式）の様子（2021年9月）



- 支援の3本柱
①コネクティビティ、
②デジタルイノベーション、
③SDGs
- 「公害防止管理者制度」は、SDGsに係る支援としてプレイアアップ。